

## 平成 24 年度第 1 回 八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会 会議録

日時 平成 24 年 6 月 27 日（水）午後 1 時 30 分

場所 市庁別館 8 階 研修室

出席委員（15 名）

坂本部長、岸原副部長、豊田委員、白取委員、澁田委員、山田委員、小野寺委員、浮木委員、分枝委員、千葉委員、斎藤委員、古舘委員、新坂委員、嶋守委員、平委員

欠席委員（1 名）

山本委員

事務局

梅内市民健康部長、田名部福祉部長兼福祉事務所長、

木村市民健康部次長兼健康増進課長、鬼柳市民健康部次長兼国保年金課長、梅内福祉部次長兼障がい福祉課長

〔健康増進課〕石藤副参事

〔介護保険課〕矢羽々介護保険課長、田茂副参事、榊原主幹、佐藤主幹、岩崎主幹、松村主査、大里主査

〔高齢福祉課〕長谷川高齢福祉課長、中居地域包括支援センター所長、嶋森副参事

司会（榊原主幹）：ただいまから平成 24 年度第 1 回介護・高齢福祉部会を開会いたします。

本日は山本委員が欠席となっております。岸原副部長は遅れて出席の予定でございます。

出席委員が半数以上でありますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで議事に入ります前に、前任者の退任に伴い後任の委員となられた方々を御紹介いたします。白取心平委員でございます。

白取委員：東奥日報の白取です。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：山田文義委員でございます。

山田委員：青森県薬剤師会八戸支部の山田です。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：小野寺江利子委員でございます。

小野寺委員：看護協会の小野寺です。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：新坂恒雄委員でございます。

新坂委員：八戸市老人クラブ連合会常務理事の新坂です。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：以上でございます。なお、後任の委員の皆様方の分科会への所属については、平成 24 年度介護・高齢福祉部会委員等名簿の 2 番に記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。続きまして、事務局の職員を御紹介いたします。梅内昭統市民健康部長でございます。

梅内部長：市民健康部長の梅内でございます。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：田名部源一福祉部長兼福祉事務所長でございます。

田名部部長兼所長：田名部でございます。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：木村亮子市民健康部次長兼健康増進課長でございます。

木村次長兼課長：木村でございます。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：鬼柳裕市民健康部次長兼国保年金課長でございます。

鬼柳次長兼課長：鬼柳でございます。よろしくお願いいたします。

榊原主幹：梅内洋子福祉部次長兼障がい福祉課長でございます。

梅内次長兼課長：梅内でございます。よろしく願いいたします。

榊原主幹：矢羽々学介護保険課長でございます。

矢羽々課長：矢羽々でございます。よろしく願いいたします。

榊原主幹：長谷川恭子高齢福祉課長でございます。

長谷川課長：長谷川でございます。よろしく願いいたします。

榊原主幹：中居裕子地域包括支援センター所長でございます。

中居所長：中居でございます。よろしく願いいたします。

榊原主幹：以上でございます。それでは、議長は部会長に務めていただきます。坂本部会長  
お願いいたします。

議長（坂本部会長）：それでは、会議に先立ちましてごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。そして、白取委員、山田委員、小野寺委員、新坂委員におかれましては、どうぞこれからよろしく願い申し上げたいと思います。また、昨年度は第5期の介護保険事業計画ということで、部会、分科会を10回開催いたしまして、保険料基準月額4800円ということを議論を尽くした上で決定させていただいたという経緯がございます。今年度は第5期計画の1年目ということで、計画を立てましたサービス基盤の公募をこれからしていくこととなりますが、その公募選定の要綱などを審議して公募に繋いでいきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。それでは今日は第1回目の部会ということで、お手元にありますように4つの議題について御審議いただきたいと考えております。それぞれ事務局から説明していただいて審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。それでは、次第に従いまして議事を進めて参ります。最初に、(1)平成24年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について、事務局から説明をお願いします。岩崎主幹。

岩崎主幹：介護保険課の岩崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは座って御説明させていただきます。議事の(1)平成24年度介護・高齢福祉部会及び分科会の開催予定について、資料の1ページをお開きください。今年度は、介護・高齢福祉部会を本日を含めて4回、地域密着型サービス運営委員会を3回、地域包括支援センター運営協議会を1回予定しております。10月24日開催予定の第3回部会は現時点で会場が未定です。流れとしましては、議事の(2)で詳しく御説明いたしますが、まず、今年度中に市の条例を制定することになりました地域密着型サービスの人員基準等について御審議いただき、その後、この条例を踏まえて第5期高齢者福祉計画で予定しているサービス基盤整備の公募選定について進めて参りたいと考えております。よろしく願い申し上げます。御説明は以上です。

坂本部会長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。ないようですので、それでは、この予定で進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。次に、(2)地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について、事務局から説明をお願いします。岩崎主幹。

岩崎主幹：それでは、議事の(2)地方分権改革に伴う地域密着型サービスに係る基準条例の制定について、介護保険法の改正により平成24年度中に地域密着型サービスに係る市条例の

制定が必要となりましたので、その経緯と内容について御説明申し上げます。資料の1ページをお開きください。地方分権改革についてでございます。国は、地方分権改革推進計画及び地域主権戦略大綱を定め、国と地方の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、地域のことはできるだけ地域で決めることができるように権限や財源を地方に移譲する制度改革を進めています。具体的には、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、補助金の一括交付化等があります。これらの制度改革を行うため関係する法律を一括して改正したのが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律いわゆる地方分権一括法です。平成23年度は、1次・2次の一括法が成立し、今後も段階的に制度改革が進んでいく見込みです。第1次地方分権一括法の中で、介護保険法は下線を引いております施設・公物設置管理の基準について見直した12法律の中に含まれております。また、制度改革に伴い個別の法律や政令改正による見直しも行われており、介護保険法の改正も行われております。2ページを御覧ください。地方の条例制定権の拡大についてでございます。地方分権一括法の施行により、公共施設の設備及び運営に関する基準等を今後は国が定めるのではなく、国が示す政省令に応じて地方自治体が自ら条例を定めることとなります。厚生労働省関係では、老人福祉法の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例に委任すること、この条例の制定主体は都道府県、指定都市及び中核市となります。介護保険法の指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業員の員数に関する基準を条例に委任すること、この条例の制定主体は都道府県となります。等々があります。そして、これまで国で定めていた基準を条例で制定するに当たりどのように扱うかですが、表のとおり3つに分類されております。従うべき基準型、必ず適合しなければならない基準です。標準型、法令の基準を通常よるべき基準とするものです。参酌すべき基準型、十分参照しなければならない基準です。これら3つの分類に基づいて、今回地方自治体は条例を制定することになりますが、基準を自由に設定できるものではなく、参酌すべき基準に該当する基準を中心に検討していくこととなります。3ページをお開きください。地域密着型サービスに係る基準条例の制定についてでございます。地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係る基準は厚生労働省令に定められておりますが、地方分権一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律いわゆる介護基盤法の施行により市町村の条例で定めることとなりました。市町村で条例制定が必要な事項は次の3点です。指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準について、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準について、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準についてです。なお、平成24年4月1日の法施行日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれております。4ページは後ほど御説明いたします。5ページをお開きください。今回条例改正が必要となった3点について内容をまとめたものでございます。1つ目、指定地域密着型サービス事業者及び指定地

地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任について、表は左から法律名、条項、概要、改正後の条文で下線を引いた部分が改正された部分となっています。介護保険法第 78 条の 2 において、市町村長が指定地域密着型サービス事業者の指定の申請があった場合に指定をしてはならない基準として、申請者が市町村の条例で定める者でないときに改正されました。厚生労働省令で定める基準は、ここには記載はございませんが、申請者が法人でないときとされており、基準の類型は従うべき基準ですので、条例では指定地域密着型サービス事業者は法人と定める予定です。同様に、指定地域密着型介護予防サービス事業者は法人と定める予定です。6 ページを御覧ください。指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準の条例委任について、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項は、特別養護老人ホームのうちその入所定員が 29 人以下であって市町村の条例で定める数に改正されました。基準の類型は従うべき基準ですので、条例では地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は 29 人以下で定めることとなります。7 ページ、8 ページをお開きください。7 ページは指定地域密着型サービス、8 ページは指定地域密着型介護予防サービスのそれぞれ人員基準及び設備・運営に関する基準の条例委任の内容でございます。まず、7 ページ、指定地域密着型サービスについて、介護保険法第 78 条の 4 第 1 項は従業者の基準についてですが、市町村の条例で定める基準に従いに改正されました。同じく、第 2 項は設備・運営基準についてですが、市町村の条例で定めるに改正されました。第 3 項第 1 号から第 5 号は今回の改正で新設された条文で、市町村の条例制定の際、これまで厚生労働省令で定めていた基準をどのように扱うかを規定しています。第 1 号従業者・員数、第 2 号居室の床面積、第 3 号小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護事業の利用定員、第 4 号運営に関する事項の基準の類型は従うべき基準型ですので、改正前、厚生労働省令で定めていた基準をそのまま条例で定める予定のものとなります。第 5 号小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護事業以外の利用定員については、基準の類型は標準型ですので、厚生労働省令で定めていた基準を標準として条例に定めることとなります。その他の事項についての基準の類型は参酌すべき基準型ですので、厚生労働省令を十分に参照して条例に定めることとなります。8 ページを御覧ください。こちらは指定地域密着型介護予防サービスの条例委任の内容ですが、7 ページの指定地域密着型サービスと同様の改正となっております。戻りまして、4 ページをお開きください。地域密着型サービスについてまとめた参考資料でございます。左側の欄がサービスの種類と内容となっております。現在八戸市内では、小規模多機能型居宅介護が 10 箇所、認知症対応型通所介護が 6 箇所、認知症対応型共同生活介護が 30 箇所、地域密着型特定施設入居者生活介護が 1 箇所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が 5 箇所指定されております。第 5 期計画では、これらのうち地域密着型特定施設入居者生活介護以外の 4 サービスについて整備を見込んでおります。なお、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスについては、第 5 期計画での整備は見込んでおりません。米印をつけた 2 つのサービスは、平成 24 年度から創設された新しいサービスとなっております。9 ページをお開きください。今後の条例制定までのスケジュールについてでございます。経過措置により条例制定は今年度中となっておりますが、制定した条例の各事業所への周知期間が必要であることから、12 月市議会定例会に条

例案を上程することを想定して作業を進め、部会及び分科会での審議をお願いしたいと考えております。御説明は以上です。

坂本部長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。ないので、(2)について終わります。次に、(3)地域密着型サービス事業所の指定更新等について、事務局から説明をお願いします。大里主査。

大里主査：介護保険課の大里と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。お手元の資料の(3)地域密着型サービス事業所の指定更新等について、1ページ目を御覧ください。まず、①指定更新についてですが、介護保険法上、事業所の指定は6年ごとの更新制となっております。これに伴いまして、平成24年6月8日に指定の有効期間満了日を迎えた事業所、八戸医療生活協同組合デイサービスセンターさるかどしたについて指定更新を行いましたので御報告いたします。更新後の有効期間は平成24年6月9日から平成30年6月8日までとなっております。次に、②新規指定についてですが、前回平成24年2月15日の部会において承認を受けました事業所について、地域密着型サービス事業所として指定しましたので御報告いたします。指定事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所が4事業所、地域密着型介護老人福祉施設が3事業所のあわせて7事業所となっております。事業所名は、表の上から、

小規模多機能ホームほっとハウス、あんずの里小規模多機能ホームにいだ、小規模多機能ホームサンシャイン、りんごっこ寿楽荘、ハピネスやくら、修光園サテライト、光葉園以上の7事業所が平成24年3月から5月にかけて事業開始となっております。次に、③事業所移転についてですが、平成24年4月以降、事業所の移転がありましたので御報告いたします。移転となりました事業所数は、認知症対応型共同生活介護事業所いわゆるグループホームが2事業所、認知症対応型通所介護事業所が1事業所のあわせて3事業所となっております。表の1、あんずの家は消防法改正によるスプリンクラー設置の義務付けに伴い、事業所にスプリンクラーを設置し利用者の安全確保を図るため小中野から新井田へ新築移転いたしました。次に、たむかい寿楽荘について、事業所名が石堂さくら通りロジェからたむかい寿楽荘に変更となっておりますが、これは事業所が石堂から田向へ新築移転したことによるものです。移転先は小規模多機能型居宅介護事業所りんごっこ寿楽荘の隣に併設され、スプリンクラー等の消防設備を設置するとともに、事業所間の職員が連携し災害時の対応や夜間の防火管理体制強化など利用者の安全確保を図ることとしております。次に、石堂さくら通りしおんについて、事業所名が寿楽荘デイサービスから石堂さくら通りしおんに変更となっておりますが、事業所が市川から石堂へ移転したことによるものです。移転前の寿楽荘デイサービスは、県が指定する一般型のデイサービスと同じ施設内でサービスを提供していましたが、認知症対応型のデイサービスとしてサービス提供場所を明確に区別するため移転いたしました。移転先は先に田向へ移転した旧石堂さくら通りロジェを一部改築し認知症対応型デイサービス事業所としております。定員数については、移転した3事業所いずれについても移転前と変更ありません。以上です。

坂本部長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。ないので、(3)について終わります。次に、(4)介護予防支援業務委託事業者の承認について、事務局から説明をお願いします。中居所長。

中居所長：地域包括支援センター所長の中居です。座って御説明させていただきます。(4)介護予防支援業務委託事業者の承認についての資料を御覧ください。今回御審議いただきたいのは、居宅介護支援事業所ひな、居宅介護支援事業所桔梗野の家、居宅介護支援事業所かっこうの森はしかみ、みずほ居宅介護支援事業所、医療法人松田会介護老人保健施設エバーグリーン・イズミの5事業所です。みずほ居宅介護支援事業所、エバーグリーン・イズミにつきましては、八戸市に住所を有する利用者が、それぞれ広島県、宮城県でのサービス利用を希望されたため、みずほ居宅は3月1日より、エバーグリーン・イズミは4月1日より既に委託しサービス提供しておりますので、事後承認ということでお願いいたします。各居宅の給付管理者数、職員等の情報は【2】、【3】のとおりです。当該事業所を含めまして委託事業所数は66となります。最後に御報告です。以前より業務委託しております居宅介護支援事業所かっこうの森ですが、事業所の移転に伴い事業所名を居宅介護支援事業所かっこうの森こなかのに変更、また、移転が階上町から八戸市へということで事業者番号も変更になっております。先にお話しましたかっこうの森はしかみはかっこうの森移転と同時に新規で立ち上げられた事業所となります。説明は以上でございます。

坂本部長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等ありませんか。ないようですので、それでは承認してよろしいでしょうか。

委員：(「はい」と呼ぶ者あり)

坂本部長：それでは、承認することといたします。以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。事務局から連絡事項をお願いします。

矢羽々課長：御審議ありがとうございました。それでは、次回の第2回介護・高齢福祉部会の日程についてお知らせいたします。日時は8月22日水曜日午後1時30分、場所は市庁別館2階会議室で開催の予定でございます。後日、御案内を文書で送付いたしますので、よろしくお願いたします。以上で事務連絡を終わります。

榊原主幹：それでは、これをもちまして平成24年度第1回介護・高齢福祉部会を閉会いたします。